

# はじめの一步は、 解体工事業の登録から！！

●建設業に新しく解体業が追加されました。

解体工事を行うには、解体工事の許可(建設業法)を得るか、  
解体工事業の登録(建設リサイクル法)が必要条件になります。  
解体業の建設業許可を得る場合の実務経験(10年)は、解体工  
事業の登録をしていないと実務経験に該当しません。

※解体業の登録は、解体工事を行う現場が所在する都道府県に登録申請をします。

(佐賀県、福岡県、長崎県など複数登録が必要な場合もあります。)

## 付随する取扱い業務内容

- 建設業新規許可申請・建設業業種追加・決算変更届・経審
- 産廃収集運搬業の許可・産廃中間処理業の許可
- 法人成り(株式会社・合同会社・一般社団法人)、会計記帳など

※詳しくはお問い合わせください。お気軽にどうぞ！

●農振除外・農地転用(太陽光発電・風力発電)などの申請もお任せ下さい。

お気軽に  
お問い合わせ

## 熊本行政書士事務所

〒847-0005 佐賀県唐津市養母田鬼塚1番10号

TEL : 0955-74-5754 FAX : 0955-74-5778

E-mail : kuma@star.saganet.ne.jp